（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
8-（1）-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（1）人材の育成と確保	障害福祉課（地域）、健康福祉指導課	①・福祉・介護人材について、障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。 ・障害のある人に対するホームヘルパーの人材を育成するため、ホームヘルパーとして従事するために必要な介護職員初任者研修を行う事業所を指定するとともに、障害特性に応じた介護者の養成研修及びスキルアップ研修を推進して、利用者のニーズに応えられる人材の確保に努めます。 ・また、社会福祉士及び介護福祉士について、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会では、養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付けを行うとともに、福祉人材センターでは、福祉施設での就職を希望する人に無料で職業を紹介する福祉人材バンク事業を引き続き実施し、人材確保に努めます。			8-1　重度訪問介護従事者の養成（強度行動障害を除く）（養成人数）（研修回数） 8-2　同行援護従事者の養成（養成人数）（研修回数） 8-3　強度行動障害支援者の養成（養成人数）（研修回数） 8-4　ガイドヘルパーの養成（養成人数）（研修回数） 8-5　サービス管理責任者の養成（養成人数）（研修回数）
8-（1）-②		（1）人材の育成と確保	健康福祉指導課	②・また、福祉の人材の定着・離職防止を図るため、福祉・介護人材確保定着事業（メンタルヘルスサポート事業）で行う、介護職員等の抱える業務上の悩みなどに対するアドバイザーによる相談窓口の紹介等について、今後も当該事業の積極的な活用を図ります。			
8-（1）-③		（1）人材の育成と確保	健康福祉指導課	③・地域の実情に合った福祉・介護人材の確保・定着対策を効果的に実施するため、引き続き、県・市町村をはじめ、社会福祉施設・事業所、教育機関等で構成する「千葉県福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置するとともに、研修や合同面接会の実施への助成を行います。			8-7　福祉・介護人材確保対策事業の事業数
8-（1）-④		（1）人材の育成と確保	医療整備課	④・医師・看護職員の人材の確保について、養成力の強化、県内就業への誘導、離職防止、再就業の促進を推進していきます。 ・また、リハビリテーションに携わる医師の確保とともに、あわせて必要となるリハビリテーション専門職の就業実態などの把握に努めます。			8-6　医師及び看護師の確保定着（医師修学資金の貸付を受けた医師数）（養成所卒業生の県内就業率（%））（看護職員の離職率（%））
8-（1）-⑤		（1）人材の育成と確保	健康づくり支援課	⑤・市町村職員やリハビリテーション専門職等を対象とし、地域でリハビリテーションを提供する上で、多様な関係機関の調整ができる人材の育成を引き続き実施します。			
8-（2）-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（2）高齢期に向けた支援	障害福祉課（地域・指導・計画）	①・医療的ケアが必要な高齢期の障害のある人への福祉サービスの制度的な拡充について国に働きかけます。 ・また、在宅診療を支えるかかりつけ医や、介護サービス計画を作成するケアマネージャーと、障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携を強化するため、障害福祉と高齢者福祉の垣根を越えたトータルサポート体制づくりや適切な医療サービスを提供できる体制づくりなどを検討します。			
8-（2）-②		（2）高齢期に向けた支援	障害福祉課（計画・整備・地域・指導）	②・国に対して、高齢期の障害のある人が住みやすい住宅等の研究を行うこと、居宅のバリアフリー工事に対する補助制度の創設及び高齢期の障害特性に合わせた設備基準の設定など、各種の機会を通じて提案・要望活動を行います。			
8-（2）-③		（2）高齢期に向けた支援	障害福祉課（計画・指導）	③・障害のある人が高齢期を迎えると、医療的ケアや日中活動のニーズも若年層とは大きく異なることから、グループホームの住まいとしての機能やサービス提供のあり方について検討します。 ・また、介護保険サービスのグループホームは、認知症のある人のみが利用できるため、高齢期においても、障害福祉サービスのグループホームで生活できるよう、制度の整合や連続性の確保について国に対して要望を行います。			

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
8-（2）-④		（2）高齢期に向けた支援	障害福祉課（計画・指導）	④・医療機関との連携強化や入所施設のバックアップ機能の活用を図ります。その他、高齢期を迎えた障害のある人の抱える、健康の維持や意欲の向上などの課題について、県として対応すべきことを整理し、検討していきます。			
8-（2）-⑤		（2）高齢期に向けた支援	障害福祉課（療育・指導・整備）	⑤　重症心身障害者入所施設の整備について、地元市町村とともに実態調査をして支援を検討します。			
8-（3）-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（3）保健と医療に関する支援	障害福祉課（障害）	①・医療費負担の軽減として、身体障害のある人に対する更生医療費の給付、精神障害のある人に対する通院医療費の給付、身体障害のある子どもに対する育成医療費の給付を引き続き行います。 ・また、「重度心身障害者（児）医療給付改善事業」について、利用者の利便性の向上を図るため、平成27年8月からの現物給付化の実施に向けた事務を進めます。			
8-（3）-②		（3）保健と医療に関する支援	障害福祉課（障害）	②・障害のある人と医療関係者が円滑にコミュニケーションをとり、障害のある人が適切な医療を受けられるようにサポートするため、既往症、投薬、コミュニケーションのとり方等を記載した「受診サポート手帳」の普及を図るとともに、医療機関と障害のある人の団体との連携体制づくりをサポートします。			
8-（3）-③		（3）保健と医療に関する支援	障害福祉課（地域）、疾病対策課	③・難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村、社会福祉関係者において、病状の変化や進行、福祉ニーズ等に配慮して実施されるよう理解と協力の促進を図ります。 ・市町村と連携し、難病患者等のニーズを踏まえた障害福祉サービスの利用促進を図るとともに、国の難病患者等に対する制度改革を踏まえた相談支援機能の充実・強化を図ります。 ・難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、様々なニーズに対応した相談や支援ができるよう、引き続き総合難病相談・支援センター及び県内9箇所に設置した地域難病相談・支援センターを拠点として、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援や患者・家族間の交流の促進、難病への理解促進等に取組みます。 ・また、保健所において、保健師による訪問相談、医師、看護師、理学療法士等による医療相談や訪問指導等を引き続き、実施します。			
8-（3）-④		（3）保健と医療に関する支援	健康づくり支援課	④・リハビリテーションの充実のため、引き続き千葉県リハビリテーション支援センターを県内に1か所及び地域リハビリテーション広域支援センターを二次保健医療圏ごとに1か所設置し、これらの支援センターを中心に、慢性期の人のリハビリテーションの実施や在宅への橋渡しについては、個別の相談に応じ、具体的な対応を含めて検討していきます。 ・また、千葉県地域リハビリテーション協議会等を活用し、関係機関に広く意見を求め、地域リハビリテーション支援体制の整備を推進します。			
8-（3）-⑤		（3）保健と医療に関する支援	障害福祉課（精神）	⑤・精神科病院における急性期治療を中心とした医療への転換や精神科医療機関及び関係機関の協力の下に、入院中心の医療から、地域での生活を支える医療体制・機能の充実に向けて取り組みます。 ・精神科病院や総合病院精神科と精神科診療所の連携による手厚い地域医療体制の実現を目指します。 ・身近な地域で、医療と福祉の緊密な連携による包括的相談支援体制の構築と充実強化を図るため、地域自立支援協議会の充実・強化に向けた支援や、ピアサポーターも含めた地域における相談支援関係機関等によるネットワークづくりの促進等に取り組みます。			
8-（3）-⑥		（3）保健と医療に関する支援	障害福祉課（精神）	⑥・発症からできるだけ早期に精神科に受診できるよう、保健サービスや一般の医療機関と精神科医療機関との連携等について検討します。 ・また、県内の児童思春期・アルコール（薬物）依存症・摂食障害の専門治療を行う精神科医療機関情報を相談支援機関に提供し、適切な医療機関等を紹介する体制の充実を図ります。 ・精神保健福祉センター、健康福祉センター（保健所）、市町村、教育機関、精神医療保健福祉関係団体が、相互に連携してこころの健康の保持・増進について継続して普及啓発を行い、精神疾患が生活習慣病と同じく、誰もがかかりうる病気であることについての認知度を高めます。			

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
8-（3）-⑦		（3）保健と医療に関する支援	障害福祉課（指導）	⑦・施設や在宅の障害のある人や子どもに対し、巡回歯科診療車（ビーバー号）により定期的な歯科健診や歯科保健指導を実施する心身障害児者歯科保健巡回指導事業（ビーバー号事業）を、一般社団法人千葉県歯科医師会に委託して、引き続き、実施します。			8-8　ビーバー号による障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率（%）
8-（3）-⑧		（3）保健と医療に関する支援	障害福祉課（指導）	⑧・全身性の障害を持つ人や抵抗力の弱い人への口腔機能管理について、施設職員及び保護者等を含めて周知を図ります。 ・また、障害のある人や子どもが地域で安心して歯科相談や歯科治療を受けられる環境となるよう、ビーバー号事業などを契機として施設や家庭において、障害のある人や子どもが定期的に口腔機能管理や治療、相談等が受けられる「かかりつけ歯科医」の普及を図ります。			
8-（4）-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害福祉課（地域）	①・障害者スポーツの一層の普及と障害のある人の理解の促進等のため、東京パラリンピックでの本県選手の活躍を目指し、障害者スポーツに関わる団体間の連携強化、選手への支援強化に取り組みます。			
8-（4）-②		（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害福祉課（地域）	②・障害のある人のスポーツ・レクリエーションの拠点施設である千葉県障害者スポーツ・レクリエーションセンターの利用を促進するため、引き続き、利用者のニーズに対応できる設備の充実等を図るほか、各種情報媒体を活用した広報活動を推進します。 ・あわせて、周辺施設との連携等によりスポーツ・レクリエーションセンターの拠点としての機能充実を図るとともに、地域におけるスポーツ施設等の利用促進を図る方法について検討します。			
8-（4）-③		（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害福祉課（地域）	③・一般社団法人千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会、障害当事者団体など関係団体との連携、障害者スポーツ指導者の養成、千葉県障害者スポーツ大会の競技種目の拡大・充実、選手への支援強化に取り組み、全国障害者スポーツ大会における本県選手団のさらなる躍進を目指します。 ・また、千葉県障害者スポーツ大会について、障害のある人が幅広く参加できるよう、その内容の充実を図ります。			8-9　障害者スポーツ指導員の養成者数
8-（4）-④		（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害福祉課（地域）	④・障害のある人が、気軽にスポーツ指導を受けることができるよう、幅広い種目の指導者の養成を図るとともに、障害者スポーツ指導者の登録情報のホームページなどでの発信など、登録している指導者から気軽に指導を受けられ、スポーツを楽しめるような仕組みづくりを検討します。			
8-（4）-⑤		（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害福祉課（計画・地域・指導）	⑤・障害のある人が制作する芸術・文化作品や芸能を発表する場として、障害のある人の団体が主催する発表会を共催するほか、文化・芸術関連行事を後援し、発表機会の確保と充実に努めます。 ・また、様々な交流を促進するため、障害のある人が参加しやすい行事が増えるよう、広報・啓発活動に努めます。			
8-（5）-公-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇公共施設等のバリアフリー化	建築指導課、健康福祉指導課、管財課、（教）財務施設課	①・障害のある人や高齢者が、安心して快適に暮らすことができるよう、病院、公共施設等の建築物のバリアフリー化の一層の推進に向け、バリアフリー法に基づく適合審査及び認定を通じて、支援制度の活用や建築物のバリアフリー化の普及啓発を行います。 ・また、県庁舎等の公共施設の整備に当たっては、今後もバリアフリー化に努め、市町村等にも働きかけます。県立高等学校のバリアフリー化を推進するためエレベーター、多機能型トイレの整備を進めます。 ・また、疾病や障害等により体温調整が困難な児童生徒のために、特別支援学校の工芸室などの作業実習室に空調設備を整備します。			
8-（5）-公-②		（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇公共施設等のバリアフリー化	公園緑地課、都市計画課、建築指導課、交通計画課	②・バリアフリー法やまちづくり条例に基づいて、障害のある人や高齢者等が安全かつ快適に利用できる施設の整備を促進するために、施設所有者等に対する指導や助言を行います。 ・商業施設や特定路外駐車場のバリアフリー化を促進するため、引き続き制度の周知・指導を行うとともに、バリアフリー基準の審査に係る情報提供や相談等に適切に対応します。			8-10　障害者駐車場が整備されている県立公園（公園数）（整備率（%）） 8-11　多機能トイレが整備されている県立公園（公園数）

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
8-（5）-公-③		（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇公共施設等のバリアフリー化	交通計画課	③・鉄道駅のエレベーターやホームドア、内方線付き点状ブロック等の整備及びバス事業者におけるノンステップバスの導入を促進するため、引き続き支援を行います。			8-12　主要駅エレベーター・エスカレーターの整備率（%） 8-13　乗合バス車両のノンステップバスの導入率（%）
8-（5）-公-④		（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇公共施設等のバリアフリー化	（警）交通規制課	④・音響信号機や高齢者等感応信号機などの「バリアフリー対応型信号機」の設置を推進します。また、横断歩道であることを表示する道路標識・標示については、障害特性に配慮した整備を推進します。			
8-（5）-住-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇住まいのバリアフリー化	住宅課	①・公営住宅のバリアフリー化を引き続き実施していくほか、更なる高齢社会に向けた公営住宅の整備・管理のあり方について検討を深めます。			8-14　県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数
8-（5）-住-②		（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇住まいのバリアフリー化	住宅課	②・民間住宅のバリアフリーについては、住宅リフォームに関する講習会や相談会の実施、県ホームページや市町村窓口等を通じた情報提供を行います。			
8-（5）-こ-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇こころのバリアフリー化	障害福祉課（権利）	①・「障害者条例」に基づく活動、障害当事者をはじめとする県民が主体となった取組を進めることにより、「心のバリアフリー」を一層浸透させていきます。 ・また、障害者週間等を通じて、啓発・広報活動の充実に努めます。 ・また、障害者団体等が行う全県規模の大会やイベント、地域単位での行事等の開催に対して支援や助言を行います。			
8-（5）-こ-②		（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇こころのバリアフリー化	総務課、交通計画課、障害福祉課（権利）	②・公共機関職員等に対する障害特性の理解促進を図るため、「心のバリアフリー」研修について、研修内容を検討し実施していきます。 ・また、バリアフリー法の趣旨を理解するとともに、各自治体等のバリアフリー事業の一助とするため、市町村職員や県職員等を対象に、バリアフリー教室を実施していきます。			
8-（5）-入-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇公営住宅の供給と民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進	住宅課	①・公営住宅において障害のある人の利用促進に向けた、優先入居制度を継続していきます。			
8-（5）-入-②		（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇公営住宅の供給と民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進	住宅課	②・民間賃貸住宅への円滑な入居については、千葉県あんしん賃貸支援事業に協力する不動産仲介業者や入居を受け入れる住宅を登録し、県ホームページで情報提供を行います。 ・また、引き続き、関係機関と連携を図りながら、障害のある人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議等を行います。			
8-（5）-交-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（5）住まいとまちづくりに関する支援　〇公共交通機関等の利用の促進	障害福祉課（障害）	①・障害のある人の快適で暮らしやすい生活環境づくりを支援するために、障害のある人に対するJR等鉄道会社の旅客運賃割引については、距離制限を撤廃し、有料道路通行料金の割引については、車両制限を撤廃するよう関係機関に求めていきます。 ・また、精神保健福祉手帳に写真が貼付されることとなったことを踏まえ、JR等旅客運賃、航空旅客運賃、有料道路通行料金等の割引を広く障害者に適用するよう、各種の機会を通じて国など関係機関に働きかけていきます。			
8-（6）-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（6）暮らしの安全・安心に関する支援	防災政策課	①・改正災害対策基本法や指針、総合支援協議会での検討結果を踏まえ、「災害時要援護者　避難支援の手引き（平成21年10月策定）」を改訂し、市町村に配布するなどして市町村の取組を促進します。			8-15　避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
8-（6）-②		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉課（計画・整備・指導）、防災政策課	②・災害時における障害のある人への支援体制について検討を行うため、市町村など関係者等との意見交換の場を設けます。 ・バリアフリーへの対応やあらかじめ本人に適した補装具等を保管するなど障害特性に配慮した避難所の整備を市町村に働きかけることや先進的な取組みを情報提供するなど、福祉避難所の充実に努めます。 ・また、障害のある人の防災拠点と関係市町村、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の連携体制の構築に努めるとともに、これらの施設等で訓練等を実施します。 ・あわせて、防災拠点が未整備の圏域において施設整備の要望があった場合、防災拠点と一体的な整備にすることを条件とするなど、障害福祉サービスを運営している事業者に対して働きかけを行い、全ての障害福祉圏域に障害のある人の防災拠点の整備をすることを市町村を通じて促進します。			
8-（6）-③		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉課（計画・障害・地域）	③・災害時等の情報伝達のための人材確保として、災害時・緊急時においても聴覚障害のある人、視覚障害のある人、盲ろう者に対して必要な支援ができるよう手話通訳及び要約筆記、ガイドヘルパー、盲ろう者向け通訳・介助員の講習会を開催するなど人材養成に取り組みます。 ・一方、災害時に手話通訳者等の支援者が対応できない場合に備え、それぞれの障害特性に応じた簡易な情報伝達方法の検討にも取り組みます。			
8-（6）-④		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉課（指導）、防災政策課	④・県及び市町村が実施する防災訓練において、手話通訳者等の支援者と専門家の連携や障害特性に応じて避難行動要支援者対象の各種訓練を今後も積極的に取り入れます。			
8-（6）-⑤		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	（教）特別支援教育課	⑤・特別支援学校では、障害のある児童生徒の障害の状態や特性等に応じた避難情報の伝達・安否確認・避難状況の把握などが行えるよう、防災計画の立案と見直しに努めます。 ・また、福祉避難所指定を受けている8校以外の特別支援学校について、専門性を生かした地域連携を進めるため、障害のある人の避難場所となるよう、各市町の防災担当部署からの要請に応じて検討を進めます。			
8-（6）-⑥		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉課（精神）	⑥・大規模災害時における支援体制について、福祉の専門職、医療職とネットワーク体制を確立するなどして、災害派遣の福祉チームなど障害のある人の大規模災害時の支援体制について検討します。 ・また、東日本大震災の教訓を活かし、県内のDPATチーム編成に向けた検討を進めるとともに、派遣体制を整備し、県の地域防災計画に位置付けます。			8-16　災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備運営（検討）委員会の開催見込み数
8-（6）-⑦		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉課（整備・指導）	⑦・障害者支援施設やグループホーム等の防火安全対策等について、消防署等の関係機関と連携し適切に実施されるよう周知啓発し、スプリンクラーなどの消防設備の設置について支援に努めます。			
8-（6）-⑧		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	障害福祉課（障害）、（警）警務部教養課、（警）地域部通信指令課、消防課	⑧・防犯対策について、関係者への障害特性等の理解の促進を図るため、知的障害のある人などの障害特性等の理解を広げるためのハンドブックを市役所町村役場、郵便局等の公共機関だけではなく交通機関、金融機関にも配布し、関係者の理解を促進します。 ・「110番の日」などのイベントを通じ広く県民に「メール110番」及び「FAX110番」の仕組みを積極的に広報します。また、メール110番による緊急通報の実演について、今後も継続的に実施します。 ・知的障害、視覚障害及び聴覚障害などの特性に配意した警察活動のための警察における職員教育を今後も継続的に実施していきます。 ・障害のある人からの通報への対応について、県消防学校において行う、消防職員への教育を今後も継続的に実施していきます。			
8-（6）-⑨		（6）暮らしの安全・安心に関する支援	（教）特別支援教育課、健康福祉指導課、生活安全課	⑨・障害のある人を消費者被害から守るため、金銭管理、ロールプレイング方式による消費者教育や必要なときには誰かに手助けを求めることなど、自分自身を守る心構えを身に付けるカリキュラムを社会教育や学校の授業などに組み込みます。 ・あわせて、知的障害のある人や精神障害のある人など、適切な判断をすることに困難さがある人たちに対して、日常生活自立支援事業や成年後見制度による支援を行います。 ・障害のある人やホームヘルパー、施設関係者等に対し、消費者センター等の相談窓口の周知、早期通報・相談の重要性についての啓発を進めます。			8-17　日常生活自立支援事業利用者数（再掲）

（別紙1）第五次千葉県障害者計画　取組の方向性　進捗状況　管理表（案）

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	取組の方向性	前年度の取組結果	取組結果への対応	関連数値目標
8-（7）-①	8　その他各視点から取り組むべき事項	（7）障害のある人に関するマーク・標識の周知	障害福祉課（障害）	1　障害のある人に関する各種のマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものです。県や市町村などの公共施設においては、障害のある人に対応した設備や取組を示すマークの掲示を進めます。また、各種のマークの県民への周知と理解の促進を図り、マークの普及に努めます。あわせて、障害特性等の理解を広げるための啓発資料を市役所町村役場、郵便局等の公共機関や交通機関、金融機関にも配布し、関係者の理解を促進します。			